

主な日常生活用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p> <p>下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は常時介護を要する難病 (原則として学齡児以上)</p>	8年	154,000円
	特殊マット	<p>褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの</p> <p>下肢若しくは体幹機能障害1級 (障害児は2級以上)又は療育手帳A判定又は常時介護を要する難病患者等 (原則として学齡児以上)</p>	5年	19,600円
	特殊尿器	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用できるもの</p> <p>下肢若しくは体幹機能障害1級又は常時介護を要する難病患者等 (原則として学齡児以上)</p>	5年	67,000円
	入浴担架	<p>障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p> <p>下肢若しくは体幹機能障害2級以上 (原則として3歳以上)</p>	5年	82,400円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
		るもの		
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 又は寝たきりの難病患者等 (原則として学齢児以上)	介護者が障害者(児)の体位を 変換させるのに容易に使用 できるもの	5年 15,000円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 又は難病患者等 (原則として3歳以上)	介護者が障害者(児)を移動させる に当たり容易に使用できるもの (天井走行型 その他住宅改修を伴うものを除く)	4年 159,000円
	訓練いす	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 (原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルを 付けるもの	5年 33,100円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害又は入浴に介助が必要な難病患者等(原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用できるもの (設置に当たり住宅の改修を伴う)	8年 90,000円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
		ものを除く)		
便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 又は常時介護を要する難病患者等 原則として学齢児以上)	手すりをつけることができる(取替えに当たり住宅の改修を伴うものを除く)	8年	9,850円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害(原則として学齢児以上)	T字状又は棒状で容易に使用できるもの	3年	4,460円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害又は家庭内の移動等において介助を必要とする難病患者等(原則として3歳以上)	転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く)	8年	60,000円
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児) 若しくは精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革が主材料 15,200円 スポンジ・革プラスチックが主材料 36,750円
特殊便器	上肢機能障害2級以上 又は療育手帳A判定又は上肢機能に障害のある難病	足踏みペダル等で温水、温風を出し得るもの(取替	8年	151,200円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
	患者等(原則として学齢児以上)	えに当たり住宅の改修を伴うものを除く)		
火災警報器	身体障害2級以上又は療育手帳A判定 (火災発生の感知又は非難が著しく困難な者で、障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年	15,500円
自動消火器	身体障害2級以上又は療育手帳判定 (火災発生の感知又は非難が著しく困難な者で、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化できるもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上又は療育手帳A判定 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用できるもの	6年	41,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅透析液加温器	腎機能障害3級以上で自己連続携帯式	透析液を加温し、一定温度に	5年	51,500円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額	
療養等 支援助具		腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として学齢児以上）	保つもの		
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は呼吸器に障害のある難病患者等	障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は呼吸器に障害のある難病患者等	障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	56,400円
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害又は心臓機能障害又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着する者	障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	157,500円
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者で医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用できるもの	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	18,000円
情報	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由者（児）	携帯式で言葉を音声又は文	5年	98,800円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
・ 意思疎通支援用具		で発音・発語に著しい障害を有する者 (原則として学齢児以上)	章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの	
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害2級以上 (原則として学齢児以上)	障害者(児)向けのパソコン周辺機器及びアプリケーションソフト等で障害者(児)の社会参加に資するもの	5年 100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上であって、必要と認めるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年 383,500円
	点字器	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもので次のとおりとする (1)標準型 ア両面書真鍮版製 イ両面書プラスチック製 (2)携帯用 ア片面書ア	7年 (1)標準型 ア10,400円 イ6,600円 (2)携帯用 ア7,200円 イ1,650円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
		ルミ製 イ片面書プ ラスチック製		
点字タイプ ライター	視覚障害2級以上(就学 若しくは 就労しているか又は就 労が見込まれて いる者に限る)	視 覚 障 害 者 (児)が容易に 操作できるも の	5年	63,100円
視覚障害者 用 ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上 (原則として学齢児以 上)	(1)音声等により操作ボタ ンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式 による録音 並びに当該方式により記録 された図書の 再生が可能な 製品であって、 視覚障害者 (児)が容易に 使用できるも の (2)音声等により操作ボタ ンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式 による録音 並びに当該方式により記録 された図書の 再生が可能な 製品であって、	6年	(1)録音再生 機 85,0 00円 (2)再生専用 機 35,0 00円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
		視覚障害者 (児)が容易に 使用できるも の		
視覚障害者 用 活字文書読 上げ 装置	視覚障害2級以上 (原則として学齢児以 上)	文字情報と同 一紙面上に記 載された 当該文字情報 を暗号化した 情報を 読み取り、音声 信号に変換し て出力する 機能を有する もので、視覚障 害者(児)が 容易に使用で きるもの	6年	99,800円
視覚障害者 用 拡大読書器	視覚障害者(児)で本装 置により 文字等を読むことが可 能になるもの (原則として学齢児以 上)	画像入力装置 を読みたいも の(印刷物) の上に置くこ とで、簡単に拡 大された 画像(文字等) をモニターに 映し出せる もの	8年	198,000 円
盲人用時計	視覚障害2級以上(音声 時計は 手指の触覚に障害があ る等のため、 触読式時計の使用が困 難なものを	視覚障害者が 容易に使用で きるもの	10年	音声式 13,300円 触読式 10,300円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
	原則とする)			
聴覚障害者用通信装置	障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	6年	88,900円
人口喉頭	音声言語機能障害により喉頭を摘出したもの	(1) 吸気によりゴム等の膜を振動させ、	(1) 笛式 4年 (2) 電動式	(1) 笛式 8,100円

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額
			ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (2)顎下部などに当てた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	(2) 電動式 70,100円
	点字図書	視覚障害者(児)で主に情報の入手を点字により行っているもの	点字により作成された図書	—	点字図書の価格
排泄管理支援用具	蓄尿袋 (付属の衛生用品を含む。)	ストーマ(人工膀胱)造設者(児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの	—	11,300円 (月額)
	蓄便袋 (付属の衛生用品を含む。)	ストーマ(人工肛門)造設者(児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	—	8,600円 (月額)
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	ストーマの変形等により、ストーマ用装具を装着することができないもの及び先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿	障害者(児)又は介護者が容易に使用できるもの	—	12,000円 (月額)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
	機能障害又は排便機能障害のあるもの及び 脳性麻痺による脳源性運動機能障害又は 肢体不自由により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもので、3歳以上のもの			
	収尿器	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えたもの 女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又は ポリエチレン製の採尿袋（導尿ゴム管付、20枚1組）	1年	(男性用) 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 (女性用) 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
居宅生活動作補用具	住宅改修費	対象者の移動等を円滑にする用具で、設置小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) すべり防	—	200,000円

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額
			止及び移動の 円滑化のため の 床又は通 路面の材料の 変更 (4) 引き戸等 への取り替え (5) 洋式便器 等への便器の 取り替え (6) その他前 各号の住宅改 修に附帯して 必要とな る住宅改修 なお、給付は原 則として1回 とする。		

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、対象者欄の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 ネブライザーと電気式たん吸引器の機能が一体となった機器の基準額はそれぞれの基準額を合算したものとする。
- 3 基準額に消費税は含まないものとする。